

4. 今後の課題

前項までに取りまとめた東京都海岸の特性を考慮し、防護、環境、利用の観点から整理した具体的な課題を次に示す。

4-1 海岸の防護に関する課題

(1) 高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保

東京都沿岸は、人口・資産の集積度が非常に高く、高潮等による浸水の被害は極めて甚大なものとなる。現在、外郭防潮堤は概ね整備が完了しているが、堤外地防潮堤や内部護岸には要整備区間があり、完全には防護しきれていない。

今後は、要整備区間の整備を一層推進し、高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保することが重要である。

また、地球温暖化による海面上昇といった長期的な自然条件の変化についても、今後対応していくことが必要である。

(2) 地震水害から背後地の安全性を確保

これまでも、施設の耐震性の強化等に取り組んできたが、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東京都防災会議から新たな被害想定が示されたため、以下の対応を図る必要がある。

想定される最大級の地震が発生した場合でも津波等による浸水を防ぐため、耐震対策を実施していく。

また、万が一、防潮堤等が損傷した場合も想定し、水門、排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう、設備を高設置化するなどの耐水対策を実施していく。

水門の遠隔操作等を行う高潮対策センターを2拠点化し緊急時のバックアップ機能を強化すること、高潮対策センターと水門を結ぶ通信網の強化のための多重化の実施、直接現地で開閉操作を行う陸こうについては、施設の削減及び遠隔制御システムの導入などに取り組む。

(3) 土地利用の転換への対応

外郭防潮堤外側にある港湾物流に利用されている用地などについても、土地利用の転換により住宅や商業の集積などが予想される。このため、土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて、防護範囲を見直す必要がある。

(4) ソフト対策による安全性の向上

近年、東京港においては、地震、津波、高潮による大きな被害はないが、こうした災害に対し住民が事前に知識を有していることや、発生後の対応について理解していることは、防災・減災に大きく寄与する。

このため、高潮に関する情報提供により、住民の危機意識の向上を図っていくことが重要である。

4－2 海岸環境の整備及び保全に関する課題

(1) 生物の生息環境の再生

東京都沿岸には下水道や河川から汚濁負荷が流入し、また、運河部は海水が滞留しやすく、潜在的に水質・底質が悪化する要因を抱えている。

将来を見据えて自然環境の再生を図るため、関係行政機関の環境負荷の低減施策とともに、海岸保全施設整備の際には、水生生物の生息環境に配慮するよう努めていくことが必要である。

(2) 環境の保全・再生

東京都沿岸では、主に海上公園の緑地や人工海浜が生物の生息環境となっている。東京港野鳥公園や葛西海浜公園の東なぎさは、鳥類など多様な生物の生息空間となっており、城南島海浜公園や葛西海浜公園の海浜、羽田沖の浅場等は、海が持つ本来の自然浄化機能と生態系を取り戻す重要な役割を果たしている。

海岸保全施設の整備の際にも、こうした生物の生息環境に配慮していくことが求められている。

(3) 良好な景観の創出

緑は人工的な構造物と調和することにより、空間に潤いと安らぎを与えるなど、良好な景観を形成する重要な要素となる。

海岸保全施設の整備においては、可能な限り水際の緑化に努め、周辺景観との調和に配慮することが必要である。

また、遊歩道などの線的な緑と、海上公園や都市公園などの拠点的な緑との連続性を確保し、緑地のネットワーク化を目指していくことも必要である。

4－3 海岸における適正な利用に関する課題

(1) レクリエーションの場の創造

東京都沿岸にある、お台場海浜公園や葛西海浜公園、若洲海浜公園などの水辺空間は、公園としての利便性を備えたレクリエーションの場として利用され、人々に潤いや安らぎを与えている。

海岸保全施設の整備にあたっては、利便性を考慮し、こうした広がりのある空間と連続させることにより、レクリエーションの場の質の向上を図ることができる。

(2) 遊歩道の連続化

護岸上部の遊歩道は、地元区との調整が整った箇所から開放しているが、東京都沿岸の内陸側は、宅地を含む複合的で稠密な土地利用となっているため、水際が民有地の箇所や水際までのアクセス道路がとれない箇所では開放していない。

近年、地元区の協力を得て、水際に遊歩道が整備されるなど、部分的に解消されつつあるが、島状の埋立地を結ぶ橋梁部などにおいては、遊歩道

が分断されており、十分とは言えない状況である。

引き続き、人々が水際へ自由・安全・快適に行き来し、水辺の魅力を楽しむことができるよう、遊歩道の連続化が望まれている。

(3) 運河利用の促進

市街地まで入り組んだ運河は、古来、物流ルートとして利用されてきたが、近年では「観光資源」という視点を取り入れ、運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出する運河ルネサンス事業を実施している。

これまで、5地区を推進地区に指定し、各地区の主体的な取組みと水域占用許可の規制緩和により、地域の特色を活かした観光桟橋や水上レストランなどが設置され、様々なイベントも開催されている。

今後も、こうした水辺の魅力を高める運河の利用を促進していく必要がある。

(4) 背後地との一体的な利用の促進

運河部では、既存の建築物が運河に背を向けており、運河の景観や水際線を生かしたまちづくりがなされていない場合が多い。

このため、背後地の開発等にあたっては、運河を意識したまちづくりを目指すとともに、水際へのアクセス確保により、背後地との一体的な利用を促進することが望まれている。